横浜開港資料館　PORTER’S LODGE運営業務委託

プロポーザル募集要項

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団

1　横浜開港資料館とは　―横浜開港の原点の地―

横浜開港資料館は、横浜開港100年を記念して編纂された「横浜市史」の収集資料を基礎として、昭和56年（1981）6月2日の開港記念日に開館しました。

当館は、安政元年（1854）に江戸幕府とアメリカのペリー提督が日米和親条約を締結した由緒ある場所に建っています。中庭にある「たまくすの木」は、ペリー来航当時からこの地で横浜の歴史を見続けてきた生き証人であり、横浜市の地域史跡に指定されています。また当館の旧館は昭和6年（1931）に建てられたイギリス総領事館（横浜市指定文化財）の建物を活用しています。

日米和親条約に続いて、安政5年（1858）に欧米5ヶ国とのあいだで修好通商条約が締結されると、安政6年（1859）6月、横浜（神奈川）が外国貿易のために開港しました。新しく整備された街には国内外から多くの人びとが移り住み、横浜は日本を代表する国際貿易都市として発展していきます。

横浜開港資料館は、この間の横浜の歴史を明らかにすることを目的に設立され、これまで40年にわたって、幕末から昭和初期にかけての横浜に関する歴史資料を収集・保存し、閲覧に供するとともに、調査研究の成果を展示・出版などのかたちで公開してきました。当館は、資料を通じて横浜のあゆみを次の世代に伝える「近代横浜の記憶装置」としての役割を担っています。

2　応募者に求める姿

当館は、令和3年度に文化庁から「横浜開港資料館における文化観光拠点計画」の認定を受け、近隣の伝統的な観光地である山下公園・横浜中華街・元町商店街等の各エリアを訪問する拠点となるべく、さまざまな事業を展開しています。

こうした当館の事業内容をふまえて、横浜開港資料館付属棟は「PORTER'S LODGE（ポーターズ ロッジ）」※として①ミュージアムショップ、②カフェ、③コンシェルジュの3つの機能を併せ持つ施設としてリニューアルいたします。

①ミュージアムショップでは、横浜開港資料館がこれまで出版してきた書籍・印刷物をはじめとする横浜開港の歴史を伝える商品や、伝統的な横浜の観光地である山下公園・横浜中華街・元町商店街等で生み出され横浜の歴史を伝える民間事業者等の商品を取り揃え、横浜の歴史や横浜開港資料館の思い出の品をご提供します。

②カフェでは、山下公園周辺・横浜中華街・元町商店街等から本エリアを代表するようなお茶、お菓子等をテイクアウト中心でご提供します。

③コンシェルジュでは、近隣の伝統的な観光地である山下公園・横浜中華街・元町商店街等の各エリアを訪問するきっかけとなるような情報を提供します。

「PORTER'S LODGE」は、以上の機能により、横浜の歴史を伝え来街者にとって利便性の高い施設となることを目指します。応募者には横浜開港資料館および「横浜開港」といった歴史のブランド価値を高め観光拠点となる「PORTER'S LODGE」の運営方針に理解をいただき、優れた具体的な提案を期待しています。

※「PORTER'S LODGE」は、旧英国総領事館の門番所として昭和6年に建築された際の設計図面に基づく名称です。リニューアルを機に施設の呼称として設定しました。

３　業務概要

（１）　業務名　　横浜開港資料館　PORTER’S LODGE運営業務委託

（２）　業務内容　　「業務仕様書」のとおり（「６　募集要項等の公開」　参照）

（３）　委託期間　　令和５年４月１日から令和６年３月31日まで（１年間）
　　ただし、令和８年３月３１日まで１年毎に更新する。

（４）　契約上限金額　　１８，０００，０００円（税込）

４　参加資格要件等

プロポーザルに参加する者（以下、「提案者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（２）　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

（３）　博物館・美術館等で来館者対応等業務を受託した実績があることが望ましい。

（４）　企画提案募集開始日から締切日までの期間に、国及び地方自治体の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア　法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

（６）　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者に該当しないこと。

（７）　「７　現地説明会」に参加すること。

５　スケジュール（予定）

（１）　募集要項等の公開　　令和5年 1月23日(月)正午

（２）　現地説明会の申込　　令和5年 2月8日(水)17時まで

（３）　現地説明会　　令和5年 2月10日(金)10時

（４）　質問書の送付　　令和5年 2月10日(金)から2月17日(金) 17時まで

（５）　質問に対する回答　　令和5年 2月22日(水)
（６）　参加表明書の提出　　令和5年 2月24日(金)まで
（７）　企画提案書等の提出　　令和5年 3月10日(金)まで
（８）　プレゼンテーション及びヒアリング　　令和5年 3月17日(金)
（９）　選定結果通知　　令和5年 3月24日(金)

6　募集要項等の公開

（１）公開期日

令和5年 1月23日(月)正午（予定）に、（公財）横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト「お知らせ」ページ（http://www.yokohama-history.org/aboutus/news/ ）に本募集要項、業務仕様書・参加表明書等、応募に必要な書類書式は掲載する。

7　現地説明会

（１）　開催日時　令和5年 2月10日(金)10時
（２）　開催場所　横浜開港資料館（横浜市中区日本大通３）
※集合は同時刻に当館旧館記念ホールとする。
（３）　申込方法
現地説明会の参加にあたっては、社名と参加予定氏名を記した文面（様式は自由）を申込期日までに「16 担当」へ電子メールにて提出すること。
※郵便、持参、電話、ファックス、口頭による申込みは受付けない。
※当日の参加者は１事業者あたり３名までとする。
（４）　申込期限　令和5年 2月8日(水)17時まで

8　質問書受付・回答

（１）　質問受付期間
令和5年 2月10日(金)から2月17日(金) 17時まで
「16 担当」まで電子メールにて提出する。様式は自由。
※受付期間以降に届いた質問及び郵便、持参、電話、ファックス、口頭による質問は受付けない。
（２）　質問に対する回答
令和5年 2月22日(水) 17時(予定)までに、（公財）横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト「お知らせ」ページ（http://www.yokohama-history.org/aboutus/news/ ）に掲載する。

9　応募書類

（１）　参加表明時の提出書類　【提出期限：令和5年 2月24日(金)まで】
ア　参加表明書（様式別紙）
（２）　提案時の提出書類　【提出期限：令和5年 3月10日(金)まで必着】
ア　企画提案書
イ　価格提案書（見積書）
ウ　法人登記簿謄本　※発行日から３カ月以内のもの。コピー可。

エ　法人の定款

オ　決算書（直近のもの）

※ア・イの記入方法と提出部数は「10　企画提案書並びに価格提案書」を参照すること。
ウ・エ・オは各１部を提出する。

（３）　提出方法

郵送等(書留郵便等、配達の記録が残るもの)により「16　担当」まで送付する。持参は不可。封筒の表に参加表明時の提出書類には「参加表明書在中」、提案時の提出書類には「企画提案書等在中」と朱書きすること。提出された書類は一切返却しない。

（４）　提出された応募書類の取扱い

ア　提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者（以下、「候補者」という。）の選定以外の目的では使用しない。

イ　提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ　提出された応募書類は返却しない。

エ　企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ　企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10　企画提案書並びに価格提案書

仕様書に記載の各業務について、参考資料を参照し、下記の提案項目ごとに具体的に記載する。図面の使用も可。また自由提案については下記の項目の中で記載すること。

（１）　企画提案書（Ａ４版・様式自由）

ア　法人の基本的情報

（資本金、売上高、事業所、従業員数、経営理念、経営方針、事業内容等）

イ　本業務に対する方向性と考え方

ⅰ　横浜開港資料館及び当財団の目的・活動に対する認識

ⅱ　「横浜開港資料館における文化観光拠点計画」に対する認識

ⅲ　本業務に対する基本的な考え方

ウ　当館のイメージにあわせた上質なサービス提供に向けた具体的提案

ⅰ　ミュージアムショップ（商品ラインナップを含む）について

ⅱ　カフェについて

ⅲ　コンシェルジュ業務について

ⅳ　集客・収益の向上について

ⅴ　提案者の強みをいかした取組について

エ　本業務の実施体制

ⅰ　従事者数、経験・能力(取得資格等)、雇用形態等

ⅱ　業務担当者についての具体的提案

ⅲ　人員配置とローテーション(勤務時間、休憩・休暇の与え方等)の具体的提案

ⅳ　法人本体の支援体制

オ　本業務遂行に関するシステム等

ⅰ　多様な来館者への対応システム・仕組み(ユニバーサルデザイン・意見の申し出時等)
ⅱ　事故予防対策、事故や急病人・負傷者発生時等の緊急事態発生時のシステム・仕組み
ⅲ　従事者間の情報連絡・情報共有のためのシステム・仕組み
ⅳ　研修についての具体的提案(内容、頻度等)
ⅴ　業務運営マニュアル案(目次のみで可)

（２）　価格提案書（Ａ４版・様式自由）
ア　提案に基づき積算した見積金額を記載する。消費税は含めない。
イ　下記の項目別に一式計上ではなく、積算内訳を記載する。
ⅰ　人件費
ⅱ　施設運営費（商品購入代金を除く）
ⅲ　その他諸経費
ウ　（１）ウの提案に必要な場合は、什器調度等備品費は「その他諸経費」に計上し、提案との関係がわかるように記載すること。
（３）　提出部数等
ア　企画提案書及び価格提案書は正本１部(記名・代表者印を押印したもの)と、副本８部を提出する。
イ　企画提案書及び価格提案書を順に並べ、通しページ番号を付けること。
ウ　副本には記名・押印や社名を記載せず、提出者を特定できないように処理すること。

11　プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ただし、すでに提出された企画提案書および価格提案書と内容が異なるプレゼンテーションをすることはできない。

（１）　実施日時
令和5年 3月17日(金)
※時間については3月１日(水)に電子メールにて通知する。
（２）　実施場所
横浜開港資料館　講堂
（３）　実施にあたっての注意点
ア　プレゼンテーションの時間は25分程度（質疑応答を除く)とし、参加人数は３名以内とする。
イ　プロジェクター、HDMI端子・VGA端子（アナログRGB端子:D-sub15ピン）接続ケーブル及び電源を使用できる。PC等は持参すること。
ウ　プレゼンテーションの当日に、資料等を追加で配布することはできない。
エ　プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

12　評価基準・方法等

（１）　評価方法

企画提案書、価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、評価基準に基づいて、評価委員会により評価する。失格者を除いたもののうち、総合点が最も高い者を、候補者として選定する。審査は非公開とし選定内容についての質問や異議は一切受付けない。

（２） 配点

ⅰ	本業務に対する方向性と考え方	25点
ⅱ	サービス向上と効率的な運営に向けた具体的提案	50点
ⅲ	本業務の実施体制	20点
ⅳ	本業務遂行に関するシステム等	15点

（３） 参加者が１者である場合の取り扱い

プロポーザル参加者が１者のみの場合においても、審査の結果、評価点が70%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を候補者とする。

（４） その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　価格提案書の合計金額が２（４）の契約上限金額を超える場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13　選定結果の公表及び通知

すべての提案者に対し、令和5年 3月24日(金)（予定)に選定又は非選定の結果を発送する。また、同日に（公財）横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト「お知らせ」ページ（http://www.yokohama-history.org/aboutus/news/ ）で候補者の名称、総合点および選定理由を公表する。

14　契約手続き

（１） 契約の締結

候補者と当財団との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。契約は、価格提案書の単価等に基づき、確定した開館日数等に応じて締結する。

（２） その他

選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

15　その他

（１） 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

（２） 企画提案書及び価格提案書については、１者につき１提案に限る。

（３） 企画提案書及び価格提案書を提出した後、差替、訂正、再提出をすることはできない。ただ

し、当財団から指示があった場合を除く。

（４） 企画提案書及び価格提案書を提出した後、当財団が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

（５） 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

（６） 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

16 担当

〒231-0021 横浜市中区日本大通３

横浜開港資料館（横浜市中区日本大通３）

本件担当 羽毛田

t.haketa@yokohama-history.org

対応時間：９時～17時 ただし、月曜（祝日の場合は翌平日）を除く